

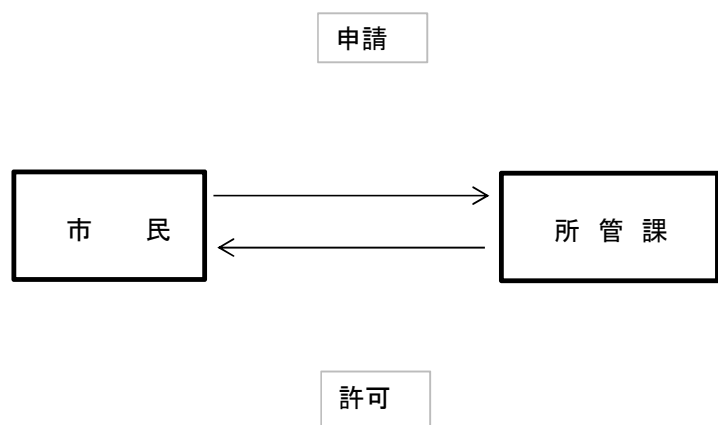
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

| | | |
|-------------|---|----|
| 処 分 名 | 託児室の使用の許可 | |
| 処 分 の 概 要 | 松山市まちなか子育て・市民交流センター託児室の使用許可 | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市まちなか子育て・市民交流センター条例(平成23年12月26日条例第36号) | |
| 条 項 | 第4条第2項 | |
| 所 管 課 | 保育・幼稚園課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 即日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 計 | 即日 |
| 判 断 基 準 | <p>松山市まちなか子育て・市民交流センター条例第4条第1項第1号に該当する施設の使用を申請した者で、第5条各号に該当しないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市まちなか子育て・市民交流センター条例（平成23年12月26日条例第36号）</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 センターに、次の施設(以下単に「施設」という。)を置く。</p> <p>(1) 託児室</p> <p>(2) 多目的交流スペース</p> <p>2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) センター(附属設備、備品等を含む。第14条第2号及び第16条において同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。</p> | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。